

新潟市旅館業法施行条例及び新潟市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 18 号

新潟市旅館業法施行条例及び新潟市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(新潟市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 新潟市旅館業法施行条例(平成 24 年新潟市条例第 8 号)の一部を次のように改
正する。

第 4 条第 1 項第 3 号エ(エ) a(c) 中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(新潟市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟市公衆浴場法施行条例(平成 24 年新潟市条例第 9 号)の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号ウ(ウ) 中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。